

施設整備業務並びに維持管理・運営業務で前掲算定方法への摘要は下表を参照のこと。

業務	範囲	按分方法	
施設整備 ※施設費の対象業務	設計	振興会の専有部分等※1に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用	①
	工事監理	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用	①
	調査・申請(必要な調査、行政手続に関する費用)	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用	①
	解体撤去工事	既存建物等の解体撤去費用	②
	電波障害対策工事	電波障害対策費用	①
	引込み負担金	上下水道、ガス、電気等	①
	建築工事	直接仮設費 ※2	①
		杭・基礎工事費	①
		躯体工事費 ※3	①
		外装(屋根・屋上防水含む)工事費	-
		振興会の専有部分等に係る当該工事費用 ※4	②
		仕上げ工事等その他建築工事費 ※5	-
	電気設備工事	振興会の専有部分等に係る当該工事費用	②
		共通使用部分に係る当該工事費用	①
	機械設備工事	振興会の専有部分等に係る当該工事費用	②
		共通使用部分に係る当該工事費用	①
	昇降機設備工事	振興会の専有部分等に係る当該工事費用	②
共通使用部分に係る当該工事費用		①	
劇場関連設備工事		②	
外構工事	通路、植栽、外灯、サイン等に係る工事費用 (民間収益事業者の専有部分等における工事費用や、事業者提案による設備・機器等に係る費用を除く。)※7	②	
共通費	共通仮設費、現場管理費、一般管理費等	①	
維持管理・運営 ※維持管理費、運営費の対象業務	定期点検等及び保守業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用 ※6	①
	舞台関係設備の定期点検等及び保守業務		②
	運転・監視及び日常点検・保守業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用 ※6	①
	清掃業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用 ※6	①
	作業環境測定業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用 ※6	①
	修繕業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②
		共通使用部分に係る当該費用 ※6	①
	什器・備品調達業務	振興会の専有部分等に係る当該費用 (什器・備品調達業務の対象として要求水準に示すもの)	②
共通使用部分に係る当該費用 ※6		①	
警備業務	振興会の専有部分等に係る当該費用	②	
	共通使用部分に係る当該費用 ※6	①	

- ※1 「専有部分等」とは専有部分及び法定共用部分における専用使用部分を示す。
- ※2 直接仮設費のうち、建物内部の振興会の専有部分等に係る足場費用については、按分の対象とせず、単独で負担する提案を認める。
- ※3 躯体工事費については、躯体工事、土工事により構成するものとする。
躯体工事については、複合施設を「地上部・地下部」、「各階」等、提案に即した合理的な階層に分け、各階層の対象工事費(躯体工事)のうち専有部分等に係る工事費を当該各階層における振興会・民間収益事業者の専有部分等の面積比率で按分することによりそれぞれの費用負担を算出し、提案することを認める。なお、当該階層における共通使用部分に係る工事費については①の式による。
また、土工事については、複合施設にかかる土工事費のうち専有部分等に係る工事費を、地下部における振興会・民間収益事業者の専有部分等の面積比率で按分することによりそれぞれの費用負担を算出し、提案することを認める。なお、地下部における共通使用部分に係る工事費については①の式による。
- ※4 外装工事費について、振興会は国立劇場の専有部分等が過半を占める階層の外装工事費用を負担するものとする。劇場の専有部分等が過半を占める階層は施設計画を踏まえて提案すること。
- ※5 建築工事のうち、直接仮設費、杭・基礎工事費、躯体工事費、外装工事費に含まれない工事費用は本「仕上げ工事等その他建築工事費」に含めること。
- ※6 共通使用部分に係る費用のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず、振興会が管理組合を通じて負担する。なお、振興会として概算費用を把握するため【様式C-4 添付①】に別添する根拠資料に共通使用部分に係る維持管理・運営の費用を記載すること。
- ※7 屋上緑化を提案する場合においては、屋上緑化部分を共通使用部分とする場合の按分方法は①とし、振興会・民間収益事業者の専有部分等とする場合においては、それぞれが単独で負担するものとする。